

証券コード 478A
2026年3月11日

株 主 各 位

大阪市淀川区西中島一丁目11番
16号 新大阪CSPビル北館4階
株 式 会 社 フ ツ パ ー
代表取締役社長 大 西 洋

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://hutzper.com/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「フツパー」又は「コード」に当社証券コード「478A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市東淀川区東中島一丁目18番5号
KITENA新大阪 2階 201B号室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第6期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「株式の状況」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

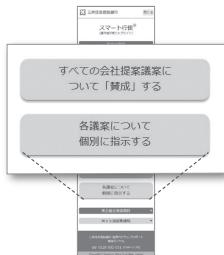
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

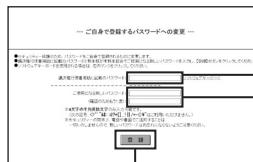
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益の改善による設備投資の持ち直しや所得・雇用環境の改善等により緩やかな回復基調で推移しました。一方で、海外経済の減速懸念や、物価上昇により個人消費の一部に足踏みが見られるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような中、当社を取り巻く国内AI市場においては、企業の競争力強化や人材不足への対応から幅広い産業で生成AIをはじめとしたDX投資に取り組む企業が増加するなど、事業環境は堅調に推移しております。技術面では、生成AIの急速な進化など、技術革新のスピードは一層加速しており、これらを活用した新たなビジネス機会の創出が期待される一方、顧客ニーズの高度化・多様化への対応が求められております。

このような環境下において、新規案件の獲得だけでなく、画像認識AIサービスをはじめとした既存顧客からの大型案件の受注や複数ライン展開など、事業は順調に拡大しております。

この結果、当事業年度の業績は、売上高1,256,503千円（前期比108.4%増）、営業利益396,535千円（前期は69,074千円の営業損失）、経常利益385,738千円（前期は65,119千円の経常損失）、当期純利益304,479千円（前期は23,042千円の当期純損失）となりました。また、その他のKPIは以下のとおりであります。

(%表示は対前期増減率)

	受注残高		取引社数		継続顧客売上高		ライセンス収入	
	千円	%	社	%	千円	%	千円	%
2025年12月期	355,799	△9.1	147	28.9	836,549	212.5	88,660	32.2
2024年12月期	391,427	473.0	114	42.5	267,730	197.2	67,103	110.5

なお、当社は製造業向けAIサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は17,656千円となりました。その主なものはソフトウェア開発及びパソコン等備品の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

2025年3月7日を払込期日とする第三者割当増資により、279,300千円を調達いたしました。また、2025年12月24日に東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、公募増資により総額1,173,000千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 3 期 (2022年12月期)	第 4 期 (2023年12月期)	第 5 期 (2024年12月期)	第 6 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	112,238	309,919	602,796	1,256,503
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△50,135	△111,530	△65,119	385,738
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△50,547	△134,628	△23,042	304,479
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△6.62	△16.17	△2.77	34.85
総 資 産 (千円)	493,220	400,368	477,033	2,355,354
純 資 産 (千円)	471,411	336,782	313,739	2,070,519
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	△12.38	△28.55	△31.32	206.23

- (注) 1. 第3期につきましては、決算期変更により2022年4月1日から2022年12月31日までの9ヶ月間となっております。
2. 2025年8月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、今後のさらなる成長を実現する上で、以下の事項を経営課題として重視しております。

① 収益基盤の構築・強化への取り組み

当社が主な顧客とする製造業は、総務省統計局が公表する「令和3年経済センサス-活動調査（令和5年6月27日公表）」によれば、国内の企業社数は33万9千社、売上高は387兆円、従業員数は880万人を擁する巨大な市場です。

一方で、内閣府が公表する「令和7年版高齢社会白書(全体版)」によれば、今後の国内における生産年齢人口の推移は、2020年の7,509万人から2070年には4,535万人と、2,974万人ほど減少することが見込まれており、当社では製造業においても、人手不足が課題となると想定しています。

このような状況において、企業の競争力の維持、人材不足の解決のための業務効率化及びコスト削減を目的とした製造現場のDX推進が急務となっており、独立行政法人中小企業基盤整備機構が公表している「中小企業のDX推進に関する調査2025（令和8年2月）」によれば、78.0%の製造業の事業者が「DXに取り組んでいる」、「取組を検討している」、「必要だと思いが取り組めていない」のいずれかに回答しております。

当社は、製造業への知見と最新のAI及びIoT技術を用い、外観検査の自動化やデータの裏付けられた業務効率化を推進することにより、製造業のDX化を推進し顧客課題を解決してまいります。さらには、幅広い業界の企業へのサービス展開を目指すべく、営業体制の強化を図ってまいります。

② 開発体制の強化

安定的かつ着実な事業拡大を図る上では、既存顧客の契約を継続することや案件数等が増加した場合においても、収益率を高水準に維持し、かつ顧客のパフォーマンスを維持・向上することが重要であると考えております。

そのためには、さらなる優秀な人材の確保及び開発プロセスの改善、社内におけるノウハウの共有等が不可欠であるため、優秀な人材を積極的に採用するとともに、開発プロセスを継続的に見直し、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等を実施することで、より強固な開発体制の構築に努めてまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社は、さらなる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、効率的なオペレーション体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しており、社内研修の実施等コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図ってまいります。

④ 海外展開について

当社は、今後、アジア諸国をはじめとした海外展開を検討しております。

このような状況において、現地政治情勢の変化等により事業運営に支障をきたす事態が生じた場合、又は、自然災害や伝染病等が発生した場合や、当社の事業展開に係る法規制等の成立・改正が行われた場合等には、当社事業の海外展開に一定の影響が及ぶ可能性があります。そのため、迅速な情報収集と適切な対応を検討する体制の構築に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業	事業内容
製造業向けAIサービス事業	外観検査自動化サービス「メキキバイト」をはじめとした画像認識AIサービス、顧客が保有するビッグデータを活用しAI構築を支援する「カスタムHutzperAI」等の分析AIサービス、「スキルパズル」「ラクラグ」等のその他AIサービスの開発・提供。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

本 社	大阪市淀川区
関 東 支 社	東京都中央区

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68名 (21名)	+14名 (+2名)	34.9歳	2.2年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 使用人数が前期末と比較して増加した主な理由は、事業規模拡大に伴う期中採用の増加によるものであります。
3. 当社は製造業向けAIサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	58,000千円

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しております。しかしながら、当社は未だ成長過程にあると考えており、さらなる内部留保の充実を図り経営体質の強化、事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には収益量の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充当状況及び当社を取り巻く経営環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2025年12月24日をもって東証グロース市場に上場いたしました。

2. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2025年12月31日現在)

会社における 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 西 洋	
取 締 役	弓 場 一 輝	研究開発本部長
取 締 役	黒 瀬 康 太	ビジネス開発本部長
取 締 役	高 木 真 一 郎	管理本部長
取 締 役	渋 谷 順	(株) スマートバリュー 取締役兼代表執行役社長 (株) ノースディール 代表取締役社長 (株) One Bright KOBE 代表取締役社長 (株) ストックス 代表取締役社長
取 締 役 (常勤監査等委員)	釜 谷 芳 充	
取 締 役 (監査等委員)	廣 瀬 雄 二 郎	エスエイティーティー (株) 顧問
取 締 役 (監査等委員)	氏 家 真 紀 子	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 パートナー弁護士 (株) エスティック 社外取締役 (監査等委員)

(注) 1. 取締役渋谷順氏は、社外取締役であります。

2. 監査等委員である取締役釜谷芳充氏、廣瀬雄二郎氏及び氏家真紀子氏は、社外取締役であります。

3. 監査等委員である社外取締役釜谷芳充氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員である社外取締役廣瀬雄二郎氏は、事業会社における経営幹部、監査役としての豊富な経験を有しており、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員である社外取締役氏家真紀子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

4. 情報収集の充実を図り、内部監査担当との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、釜谷芳充氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5. 社外取締役である渋谷順氏、監査等委員である社外取締役の釜谷芳充氏、廣瀬雄二郎氏及び氏家真紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、当該被保険者が法令違反の行為であると認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1. 基本方針

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「指名報酬委員会規程」及び「監査等委員会規則」により定めております。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合ったものとし、従業員に対する処遇との整合性も考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針とし、報酬の種類は、金銭による月例の固定報酬としております。また、取締役会及び指名報酬委員会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 役員の報酬等の株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2025年3月26日開催の第5回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名であります。また、当社の監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2025年3月26日開催の第5回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

3. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

当事業年度において、2025年3月26日開催の第5回定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の個別報酬額を決議しております。今後は、「2. 役員の報酬等の株主総会の決議に関する事項」に記載の株主総会決議により定めた報酬枠の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は指名報酬委員会での審議の上、取締役会の決議により、監査等委員は監査等委員の協議により決定する方針であります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	27,240	27,240	-	-	6
(うち社外取締役)	(2,400)	(2,400)	(-)	(-)	(2)
取締役(監査等委員)	9,800	9,800	-	-	3
(うち社外取締役)	(9,800)	(9,800)	(-)	(-)	(3)
監査役	700	700	-	-	2
(うち社外監査役)	(700)	(700)	(-)	(-)	(2)
合 計	37,740	37,740	-	-	10
(うち社外役員)	(12,900)	(12,900)	(-)	(-)	(5)

- (注) 1. 当社は、2025年1月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査等委員を除く取締役に対する報酬額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に取締役として受けた報酬額を含めております。
3. 監査役に対する報酬額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであります。
4. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)であります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役渋谷順氏は、株式会社スマートバリュー 取締役兼代表執行役社長、株式会社ノースディール 代表取締役社長、株式会社One Bright KOBE 代表取締役社長及び株式会社ストークス 代表取締役社長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員) 廣瀬雄二郎氏は、エスエイティーティー株式会社 顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員) 氏家真紀子氏は、弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 パートナー弁護士及び株式会社エスティック 社外取締役(監査等委員) であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 渋谷 順	<p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。主に経営者としての豊富な経験と幅広い観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
取締役 (監査等委員) 釜谷 芳 充	<p>当事業年度に開催された取締役会18回のうち、監査等委員会設置会社移行前の監査役として1回、取締役 (監査等委員) として17回出席いたしました。また、監査等委員会設置会社移行前の監査役協議会1回に出席、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役協議会及び監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員) 廣瀬 雄 二 郎	<p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。主に事業会社における経営幹部・監査役としての豊富な経験と幅広い観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員) 氏家 真 紀 子	<p>当事業年度に開催された取締役会18回のうち、監査等委員会設置会社移行前の監査役として1回、取締役 (監査等委員) として17回出席いたしました。また、監査等委員会設置会社移行前の監査役協議会1回に出席、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役協議会及び監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,305,656	流 動 負 債	227,217
現 金 及 び 預 金	1,895,006	買 掛 金	4,975
売 掛 金	364,013	1年内返済予定の長期借入金	11,020
仕 掛 品	18,613	未 払 金	30,922
原 材 料	1,696	未 払 費 用	19,178
前 払 費 用	20,691	未 払 法 人 税 等	70,095
そ の 他	5,634	未 払 消 費 税 等	67,134
固 定 資 産	49,697	契 約 負 債 金	15,256
有 形 固 定 資 産	8,288	預 り 金	8,633
建 物	0	固 定 負 債	57,617
車 両 運 搬 具	0	長 期 借 入 金	46,980
工 具 、 器 具 及 び 備 品	7,158	資 産 除 去 債 務	10,637
建 設 仮 勘 定	1,130	負 債 合 計	284,834
無 形 固 定 資 産	9,457	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	9,457	株 主 資 本	2,070,519
投 資 そ の 他 の 資 産	31,951	資 本 金	826,150
長 期 前 払 費 用	1,943	資 本 剰 余 金	1,166,586
繰 延 税 金 資 産	13,262	資 本 準 備 金	995,868
そ の 他	16,745	そ の 他 資 本 剰 余 金	170,718
資 産 合 計	2,355,354	利 益 剰 余 金	77,783
		そ の 他 利 益 剰 余 金	77,783
		繰 越 利 益 剰 余 金	77,783
		純 資 産 合 計	2,070,519
		負 債 純 資 産 合 計	2,355,354

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年 1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,256,503
売上原価	439,784
売上総利益	816,719
販売費及び一般管理費	420,184
営業利益	396,535
営業外収益	
受取利息	1,081
補助金収入	6,870
受取褒賞金	2,987
ポイント収入額	724
その他	1,825
合計	13,490
営業外費用	
支払利息	695
上場関連費用	22,495
株式交付費	1,077
その他	18
合計	24,286
経常利益	385,738
税引前当期純利益	385,738
法人税、住民税及び事業税	51,727
法人税等調整額	29,531
当期純利益	304,479

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社フツパー
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	平 塚 博 路
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	芝 崎 晃

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フツパーの2025年1月1日から2025年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月27日

株式会社フツパー 監査等委員会

常勤監査等委員 釜谷 芳充 (印)

監査等委員 廣瀬 雄二郎 (印)

監査等委員 氏家 真紀子 (印)

(注) 常勤監査等委員 釜谷芳充及び監査等委員 廣瀬雄二郎、氏家真紀子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	おお にし ひろ 大 西 洋 (1994年9月13日)	2017年4月 日東電工株式会社 入社 2018年10月 AIエンジニアリング株式会社（現 中島工業株式会社） 入社 2020年4月 当社共同設立 代表取締役社長（現任）	2,286,200株
	【取締役候補者とした理由】 大西洋氏は2020年4月の当社設立以来、代表取締役社長として、製造業向けAIサービス事業に関して豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しており、当社のさらなる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	ゆみ ば かず き 弓 場 一 輝 (1995年11月18日)	2020年4月 当社共同設立 取締役研究開発本部長（現任）	536,200株
	【取締役候補者とした理由】 弓場一輝氏は2020年4月の当社設立以来、CTOとして研究開発本部を統括し当社の事業拡大に多大な実績を残しております。候補者の経験及び幅広い見識とリーダーシップは、当社のさらなる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	くろ せ こう た 黒 瀬 康 太 (1995年2月13日)	2018年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 2020年4月 当社共同設立 2020年7月 当社 入社 取締役ビジネス開発本部長 (現任)	761,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 黒瀬康太氏は2020年4月の当社設立以来、COOとしてビジネス開発本部を統括し当社の事業拡大に多大な実績を残しております。候補者の経験及び幅広い見識とリーダーシップは、当社のさらなる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	たか ぎ しんいちろう 高 木 真 一 郎 (1988年3月4日)	2010年2月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 入所 非常勤職員 2010年4月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 常勤登用 2018年6月 株式会社デコルテ（現 株式会社デコルテ・ホールディングス） 入社 経理マネージャー 2020年12月 同社 執行役員 経理課マネージャー 2022年1月 当社 入社 管理本部長 2022年3月 当社 取締役管理本部長（現任）	90,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 高木真一郎氏は、2022年1月の当社入社以来、公認会計士として会計分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のバックオフィスの構築及びコーポレートガバナンス体制の強化に大きく貢献しております。候補者の経験及び幅広い見識とリーダーシップは、当社のさらなる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	し ば や じ ゅ ん 渋谷 順 (1963年11月14日)	1982年 4 月 株式会社菱和商工（現 メルコムビリティソリューションズ株式会社） 入社 1985年 5 月 株式会社堺電機製作所（現 株式会社スマートバリュー） 入社 1994年 2 月 株式会社堺電機製作所（現 株式会社スマートバリュー） 専務取締役 2003年 4 月 株式会社堺電機製作所（現 株式会社スマートバリュー） 代表取締役社長 2006年10月 株式会社SDVホールディングス（現株式会社スマートバリュー） 代表取締役社長 株式会社モバイルビズ（現 株式会社スマートバリュー） 代表取締役 2011年 2 月 株式会社SDV（現 株式会社希実製作） 取締役 2012年 7 月 株式会社スマートバリュー 代表取締役社長 2019年 3 月 株式会社ノースディテール 代表取締役社長（現任） 2019年 9 月 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ理事 2020年 9 月 株式会社スマートバリュー 取締役兼代表執行役社長（現任） 2021年 4 月 株式会社One Bright KOBE 取締役 2022年 7 月 株式会社One Bright KOBE 代表取締役社長（現任） 2023年 4 月 大阪経済大学客員教授（現任） 2023年 9 月 株式会社ストークス 取締役 2023年12月 株式会社ストークス 代表取締役社長（現任） 2024年 3 月 当社 社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) (株) スマートバリュー 取締役兼代表執行役社長 (株) ノースディール 代表取締役社長 (株) One Bright KOBE 代表取締役社長 (株) ストークス 代表取締役社長	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>渋谷順氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な見地から、当社の監督及び経営全般に対する助言が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渋谷順氏は、社外取締役候補者であります。
3. 渋谷順氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、渋谷順氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容の更新を予定しております。
6. 当社は渋谷順氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

